

岡山県農林水産総合センター農業大学校入学試験情報開示取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県農林水産総合センター農業大学校(以下「本校」という。)が保有する入学者選抜に係わる個人情報(以下「個人情報」という。)の開示に関し必要な事項を定める。

(情報開示)

第2条 本校が保有する個人情報は、本校の入学試験(推薦又は一般)を受験した者に対し、当該受験した者に、これを開示することができるものとする。

2 前項に規定する開示することができる個人情報は、次の各号に掲げるものとし、受験した者以外の個人情報の漏洩を防止するため、当該各号に定める条件により開示するものとする。

ア 受験した者の総得点数 当該総得点数の内訳となる各試験科目の点数は開示しないものとする。

イ 本校の入学試験を受験して合格した者に係る総得点数の最高点及び最低点 合格者数が5人未満となった場合は開示しないものとする。

ウ 受験した者の志望コースにおいて合格した者の総得点の最低点 受験した者の志望コース以外のコースについては、開示はしないものとする。

(開示請求)

第3条 個人情報の開示を請求できる者は、前条第1項に規定する者とする。

2 個人情報の開示を請求しようとする者は、次の書類を本校教務課へ直接または郵送にて提出するものとする。

ア 入学試験個人別成績開示請求書(様式1)

イ 本校受験票

ウ 返信用封筒(定形封筒に宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きの上、460円分の切手を貼ること)

3 個人情報の開示請求は、当該試験の試験結果発表から1ヶ月間に行うものとする。

(開示方法)

第4条 個人情報の開示は、入学試験個人別成績通知書(様式2)を提供することにより行うものとする。ただし、請求する不合格者の総得点が合格者総得点の最低点より上回る場合は入学試験個人別成績通知書(様式3)を提供する。

2 個人別情報は、請求があった後、速やかに開示するものとする。

(委任規定)

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年9月18日から施行する。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和元年 10 月 31 日から施行する。
この要領は、令和 5 年 10 月 17 日から施行する。
この要領は、令和 6 年 9 月 20 日から施行する。
この要領は、令和 7 年 10 月 10 日から施行する。